

海田町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町条例第 1 号

海田町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例

海田町防災行政無線施設設置条例（昭和 5 6 年海田町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 4 条の規定により交付される免許状」を「第 1 4 条の 2 に規定する免許記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。